

29 個保審 11 号
平成29年11月16日

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年9月19日付け29広第1092号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）または「単独事務」（別紙2）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。